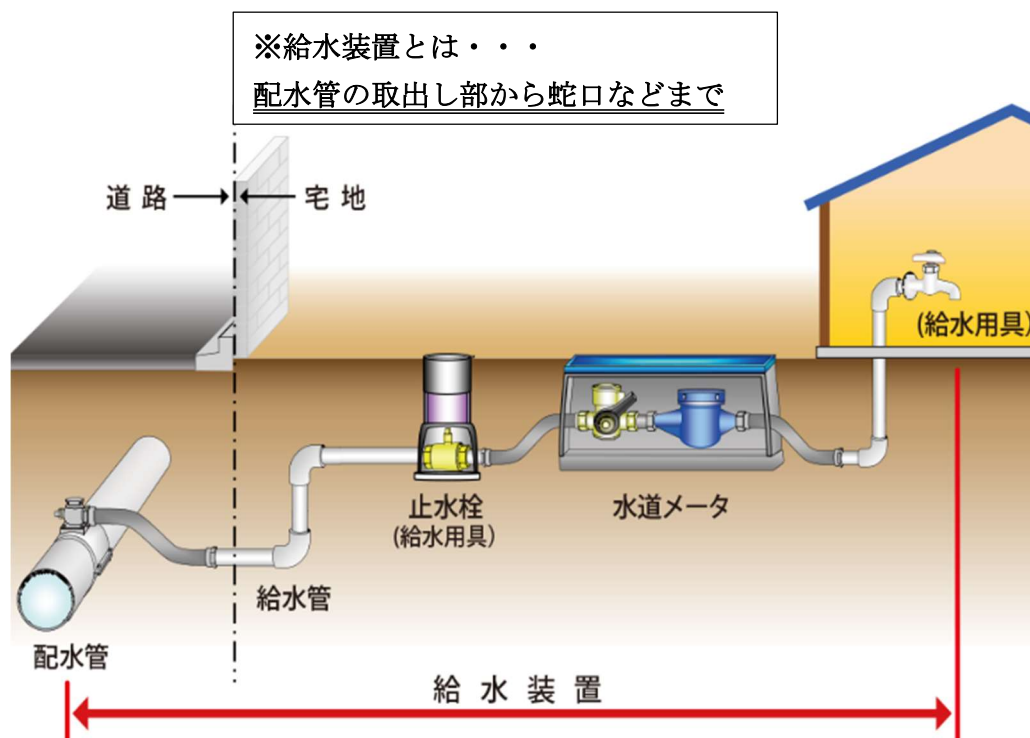


漏水修理の依頼について

令和7年度
保存版

給水装置は各人が所有する私有財産(水道メータを除く)です。漏水の修理は、給水装置使用者(または所有者)が工事事業者へ、直接、依頼してください。依頼の際は下記の内容等にご注意ください。



引用元「給水装置工事技術指針 2025」

- 松田町内(湯の沢地区を除く)において、給水装置の新設、増設、改造、修理または撤去等の水道工事(軽微なものは除く)を行うときは、町指定事業者による施工が必要となります。
- 町指定事業者については、次ページ以降の一覧表を参照してください。なお、一覧表に記載している事業者は依頼を受けることを約束したものではありませんので、あらかじめご承知おきください。(一覧表は令和7年5月1日時点の町指定事業者になります)
- 湯の沢地区については、秦野市上下水道局(0463-83-2113)へご連絡ください。
- 給水装置といわれる範囲は、修理費用は個人負担となります。※量水器は町の管理です
- 夜間や休日は対応出来ないこともあります。そのような場合は、平日に依頼するか、緊急性が高い場合は町環境上下水道課へご相談ください。

ご不明な点がございましたら、町環境上下水道課(0465-83-1227)へご相談ください。